

第444回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 4 4 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年2月8日
- 2 開催場所 川越市役所 迎賓室（本庁舎四階）
- 3 開会時刻 午後 2時40分
- 4 閉会時刻 午後 3時25分
- 5 招集者氏名 川 越 市 長 川 合 善 明
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石 川 秀 夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	小和瀬 康 男	出		10	時 田 重 雄	出	
2	西 川 利 雄	出		11	木 所 清 司	出	
3	小野澤 実	出		12	滝 嶋 嘉 久	出	
4	竹ノ谷 敏 彦	出		13	若 海 玄 平	出	
5	渡 邊 憲 一	出		14	田 中 あきえ	出	
6	渋谷 武	出		15	武 藤 康 則	出	
7	鈴木 一	出		16	矢 部 節	出	
8	石 川 秀 夫	出		17	今 野 英 子	出	
9	川 目 是 英	出					

### 8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
部 長	粟生田 晃 一		

## 9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	石 田 秀 樹		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
副 主 幹	横 山 大 造		
副 主 幹	神 立 寛 司		
主 事	酒 井 亮		

## 10 開 会

委員 矢 部 節 は臨時議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年2月8日第444回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

## 11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 矢 部 節

.....

委 員 今 野 英 子

.....

.....

## 1 2 議決事項及び議事の要領

栗生田産業観光部長は「最初に行われる総会では、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用して、出席委員の中で年長である矢部節委員が、臨時に議長の職務を行うということで進める。」ことについて、委員に諮ったところ、異議がなかったため、矢部節委員が臨時議長となる。

### 議事1 「仮議席の決定について」

臨時議長は「仮議席の決定について」を議題とし、議事の進行上、議会での同意順による席を仮議席として指定した。

### 議事2 「会長の互選について」

臨時議長は「会長の互選について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

事務局は「農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と規定されております。互選の方法については、投票による方法が原則ですが、出席委員の全員に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができます。投票の場合は、各委員が、会長に選出しようとする委員の氏名を投票用紙に記入、投票し、獲得票が一番多かった方が選出されることとなります。指名推薦の場合は、先ず、その方法を会議に諮り、次に会長候補の推薦者を会議に諮り、推薦者に推薦された委員を当選人と定めてよいかどうかを会議に諮り、各段階で全員が同意し、異議がなければ、推薦を受けた者が当選人として決定されることとなります。異議があった場合には、投票により選出することとなります。

また、本市農業委員会以外の職務について概要を御説明申し上げますと、非営利型一般社団法人埼玉県農業会議や入間地方協議会の会員として、毎

月 1、2 回ほど会議に御出席していただいています。そのほか、農業ふれあいセンターまつり等、行政や他団体からの出席要請に応じて、行事や式典等に御出席いただくこととなります。」との説明を行なった。

臨時議長は、互選の方法は指名推薦の方法で決定することについて、委員に諮ったところ、異議がなかったため、互選の方法は指名推薦の方法に決定した。

臨時議長は、指名の方法について、委員に意見を求めた。

鈴木委員から「私は、石川委員を指名いたします。理由は、第 2 4 期の運営委員が退任される中、会の運営の経験豊富な方が必要であり、農業委員も 5 期目の前会長に、引き続き、会長職をお願いしたいと考えます。」との発言があった。

臨時議長は、鈴木委員において指名することについて、委員に諮ったところ、異議がなかったため、鈴木委員において指名することに決定した。

さらに臨時議長は、指名された石川委員を当選人とすることについて、委員に諮ったところ、異議がなかったため、石川委員が会長に当選した。

(石川委員から当選の承諾と挨拶)

(臨時議長は、その職を辞し、会長が議長となる。)

議長は「議事録署名委員の選任について」を議題とし、矢部委員、今野委員とすることについて、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事録署名委員を矢部委員と今野委員で決定した。

議事 3 「会長代理の互選について」

議長は「会長代理の互選について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

事務局は「農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項に「会長が欠けたと

き又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されており、「会長代理」は予め互選しておくことが必要となります。

互選の方法についてでございますが、会長の互選と同様に投票による方法と指名推薦による方法がございます。」との説明を行なった。

議長は、互選の方法は指名推薦の方法にすることについて、委員に諮ったところ、異議がなかったため、互選の方法は指名推薦の方法に決定した。

議長は、指名の方法について、委員に意見を求めた。

渡邊委員から「会長補佐という重要な職責であるので、農業委員として3期目を迎え、経験のある渋谷委員を指名いたします。」との発言があった。

議長は、渡邊委員において指名することについて、委員に諮ったところ、異議がなかったため、渡邊委員において指名することに決定した。

さらに議長は、指名された渋谷委員を当選人とすることについて、委員に諮ったところ、異議がなかったため、渋谷委員が会長代理に当選した。

(渋谷委員から当選の承諾と挨拶)

## 議案第1号

### 運営委員の選任について

議長は、議案第1号「運営委員の選任について」を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「先ず、運営委員会の業務については、川越市農業委員会運営委員会規程の第2条に規定されておりますが、その中でも、総会の議案について、毎月、総会の前に運営委員会を開催し、議案内容を十分に精査していただくこととなります。次に、運営委員会の構成でございますが、同規程第3条では、6人以内で組織することとなっており、会長及び会長代理は運営委員となりますので、その他の委員を本総会で選任していただく

ことになります。」との説明を行なった。

議長は、会長と会長代理以外の運営委員を選任することについて、委員に意見を求めた。

委員から「第24期の運営委員は、第23期から農業委員の人数が減ったことから、6名以内と定められているところ、5名で組織されたと覚えています。広く委員の意見を集めるため、規定どおりの6人に戻してみたいかがでしょうか。」との発言があった。

議長は、運営委員の人数を6人とすることについて、委員に諮ったところ、異議がなかったため、運営委員の人数を6人とし、4人を選任することに決定した。

さらに議長は、選任の方法について、委員に意見を求めた。

委員から「選任方法は、農業委員会の運営を左右する役員ですので、会長たる議長に一任したらどうかと考えますがいかがでしょうか。」との発言があった。

議長は、選任の方法を議長一任とし、4人を指名することについて、委員に諮ったところ、異議がなかったため、会長が指名することに決定した。

さらに議長は、西川委員、渡邊委員、鈴木委員、時田委員の4名を運営委員に指名し、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号については、会長、会長代理以外の運営委員について、西川委員、渡邊委員、鈴木委員、時田委員の4名を選任することに決定した。

議案第2号から議案第12号

農地利用最適化推進委員の委嘱について

議長は、議案第2号から議案第12号「農地利用最適化推進委員の委嘱

について」を上程し、議案に係る説明は一括で行い、採決は各議案ごとと  
することとし、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「農地利用最適化推進委員の定数につきましては、「川越市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」で定数  
16人と定められております。この度、農業委員会等に関する法律第19  
条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員を募集した結果、候補者、延  
べ21人で行いました。各区域ごとの募集の結果は、議案のとおりでござ  
います。次に、農地利用最適化推進委員を誰に委嘱するかの手続きでござ  
いますが、農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程において、農業  
委員会は運営委員会に意見を求め、運営委員会は候補者の評価を行い、委  
員会に意見を報告すると定めております。その意見を聞いて、この総会で  
農地利用最適化推進委員の委嘱を決定していただきます。」との説明を行  
なった。

議長は、会長代理に農地利用最適化推進委員候補者の選考に関する意見  
の報告を求めた。

会長代理から「去る1月21日、農地利用最適化推進委員の選任等に関  
する規程に基づき開催された運営委員会において、候補者の評価が行われ、  
その結果に基づく選考に関する意見を引き継ぎましたので、報告いたしま  
す。初めに、議案第2号から6号について、報告いたします。議案第2号、  
「山田」区域における定数1名のところ、2名の候補者を評価した結果、  
その評価点が上位である、大野豊作氏が、農地利用の最適化の推進に関し  
識見高く、その熱意も高いことから、農地利用最適化推進委員として、ふ  
さわしいと判断いたしました。議案第3号、「古谷」区域における定数2名  
のところ、3名の候補者を評価した結果、その評価点が上位であった、永  
堀知己氏、野口和則氏の2名が、農地利用の最適化の推進に関し識見高く、



その熱意も高いことから、農地利用最適化推進委員として、ふさわしいと判断いたしました。議案第4号、「南古谷」区域における定数2名のところ、3名の候補者を評価したところ、その評価点が上位であった、島村茂勝氏、程島延幸氏の2名が、農地利用の最適化の推進に関し識見高く、その熱意も高いことから、農地利用最適化推進委員として、ふさわしいと判断いたしました。議案第5号、「霞ヶ関」区域における定数1名のところ、2名の候補者を評価したところ、その評価点が上位であった、發知孝雄氏が、農地利用の最適化の推進に関し識見高く、その熱意も高いことから、農地利用最適化推進委員として、ふさわしいと判断いたしました。議案第6号、「名細」区域における定数1名のところ、2名の候補者を評価したところ、その評価点が上位であった、小嶋光一氏が、農地利用の最適化の推進に関し識見高く、その熱意も高いことから、農地利用最適化推進委員として、ふさわしいと判断いたしました。続いて、議案第7号から議案第12号について報告します。議案第7号から12号の候補者については、農業に精通し、農地利用の最適化の推進に関し識見高く、その熱意も高い方として、その担当区域の農業関係団体から御推薦いただいていることから、農地利用最適化推進委員として、ふさわしいと判断いたしました。」との報告があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「議案第10号の候補者の住所が神奈川県川崎市であるが、現住所が神奈川県川崎市ということか。」との発言があった。

事務局は「高階区域において推薦のありました小峯氏について、現住所としては神奈川県川崎市でありました。ただ、高階区域にも自宅があり、もともと高階区域に住んでいた方で、こちらで農作業をしていると聞いています。」との説明を行なった。

議長は、これについて問題はないのか事務局に説明を求めた。

事務局は「法制上、農業委員や推進委員について、国籍条項や住所要件はないため問題ありません。地域のなかで推進委員としての活動ができるのかという点で推薦いただいていると認識しています。」との説明を行なった。

高階区域の委員から「小峯氏は仕事の関係で県外に住民票がありますが、砂新田の実家には30歳代のころから来ていたと伺っています。また、普段はずっと高階地域に住んでおり、地区の農協支店の役員も受けています。高階地区に農地を所有しており、農作業や販売も行っているので、問題ありません。」との発言があった。

委員から「非常勤特別職ということですが、住民票関係の法律上ではどうなのか。また、この住所が公になり、実際には住んでいないということになった場合に、市としては、どのように回答するのか。」との発言があった。

事務局は、「農業委員会の非常勤特別職である推進委員について、高階区域で活動できる適任者として推薦されたものと認識しています。どのような事情があるのか詳しく伺っていませんが、農地パトロールなどの活動には支障がないと判断して推薦されたと認識しており、住所の問題については、今回の選任とは別問題ではないかと考えています。」との説明を行なった。

委員から「推進委員として、そういう要件がないということは理解できるが、非常勤特別職という公務員という立場のなかで、市民の方から指摘を受けたときに、市できちんと回答することができれば、問題ないと思いますが、住所の問題は整理しておいたほうがよいと思います。」との発言があった。

議長は、推進委員としては問題ないが、住所については事務局で問題を整理することを指示した。

議長は、議案第2号について、大野豊作氏で決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議長は、議案第3号について、永堀知己氏、野口和則氏で決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について原案どおり決定する。

議長は、議案第4号について、島村茂勝氏、程島延幸氏で決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について原案どおり決定する。

議長は、議案第5号について、發知孝雄氏で決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり決定する。

議長は、議案第6号について、小嶋光一氏で決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号について原案どおり決定する。

議長は、議案第7号について、大澤富雄氏で決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第7号について原案どおり決

定する。

議長は、議案第 8 号について、筋野哲夫氏で決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 8 号について原案どおり決定する。

議長は、議案第 9 号について、佐藤金誉氏で決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 9 号について原案どおり決定する。

議長は、議案第 10 号について、小峯雅氏で決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 10 号について原案どおり決定する。

議長は、議案第 11 号について、利根川孝一氏で決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 11 号について原案どおり決定する。

議長は、議案第 12 号について、牛窪孝氏、田邊輝夫氏で決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 12 号について原案どおり決定する。

以下余白

### 1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 4 4 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3 年 3 月 5 日

---

議 長            石 川 秀 夫            印

---

委 員            矢 部            節            印

---

委 員            今 野 英 子            印

---